

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の試験確認に係る業務規程

全面改正 平成 22 年 9 月 8 日 危保規程第 9 号

改正 令和 3 年 10 月 20 日 危保規程第 23 号

最終改正 令和 5 年 10 月 2 日 危保規程第 5 号

第1 目的

この規程は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第13条第2項第3号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンク（以下「地下貯蔵タンク」という。）に同項第1号ロに掲げる措置を講じたもの（以下「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」という。）の安全性に関し、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が製造者等の申請に基づき、その材質、構造、製造方法、品質管理等（製造、検査等を外部委託する場合は当該委託内容を含む。）に係る試験確認を行う場合に必要な手続き等を定め、もって当該タンクによる危険物の貯蔵又は取扱いの安全確保に寄与するとともに、その安全性に関する製造者等の許可申請事務及び消防機関の審査検査事務の効率化を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この規程で用いる用語の定義は、次による。

1 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクのうち、地下貯蔵タンク及び漏洩検知設備を除く強化プラスチック製の鏡部と胴部（鏡部、胴部の接続部分を含む。）の部分を用いる。

2 検知層

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに漏洩を検知する目的で設けられた間げきをいう。

3 密着層

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆のうち、地下貯蔵タンクと密着している部分を用いる。

4 漏洩検知設備

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第24条の2の2第4項に定める地下貯蔵タンクの損傷等により検知層に危険物が漏れた場合又は鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆の損傷等により地下水が検知層に浸入した場合に、これらの現象を検知するため、検知層に接続する検知管内に設けられたセンサー及び当該センサーが作動した場合に警報を発する装置により構成された設備をいう。

5 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆又は漏洩検知設備をいう。

6 型式

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆については鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆に係る材料（樹脂、硬化剤又はガラス繊維）及び板厚又は鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆に係る成形方法によって分類される型を、漏洩検知設備については検知方式によって分類される型をいう。

7 機種

地下貯蔵タンクの外径、全長、胴長（胴部長さに鏡部のフランジ長さを合算した長さ）、材料、密着層の接着方法及び密着層の幅（胴部の円周方向における最長の幅をいう。以下同じ。）により分類される鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆の形状の別をいう。また、装置部の仕様、センサーの仕様、検知部の設置位置により分類される漏洩検知設備の別をいう。

第3 業務の対象

この規程に基づく試験確認業務の対象は、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆及び漏洩検知設備とする。

第4 試験確認の方法

この規程に基づく試験確認は、「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成5年9月2日消防危第66号）に定める基準に適合するものであることを、協会が別に定める「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に係る試験確認基準」（以下「試験確認基準」という。）に基づき次の方法により行うものとする。

- 1 理事長は、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等を製造しようとする者の申請に基づき、試験確認基準に照らして製造工場の製造工程、製造設備、品質管理体制等を確認するとともに、当該製造工場で製造される鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の型式ごとに材料、構造等についての確認を行う。
- 2 理事長は、1の確認結果から試験確認基準に適合した鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等を継続して製造することができると認めた場合は、当該製造工場について、期間を定めて確認工場に指定する。ここにおいて、当該期間（以下「確認工場指定期間」という。）は1年間とする。
- 3 試験確認の区分は次のとおりとする。

(1) 新型式の追加

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の新型式の追加に係る試験確認は、次に示す場合とする。

なお、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆については、新型式の追加に係る試験確認の対象は一の型式につき一の機種のみとする。

ア 新たに2の確認工場の指定を受ける者が鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被

覆等の試験確認を行う場合

イ 既に2の確認工場の指定を受けている者が鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等について、下表の新型式の追加欄に示す内容を行う場合

分類項目	新型式の追加
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆の材料	樹脂、硬化剤、ガラス繊維の種類を変更する場合
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆に係る成形方法等	鏡部と胴部（鏡部と胴部の接続部分を含む。）に係る成形方法、板厚を変更する場合
漏洩検知設備	検知方式を変更する場合

(2) 重変更

既に(1)の試験確認を受けた型式の鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の重変更に係る試験確認は、下表の重変更欄に示す内容を行う場合とする。

分類項目	重変更
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの密着層の接着強度等	密着層の接着方法（下地処理、接着材料を含む。）、地下貯蔵タンクの材料を変更する場合
漏洩検知設備	機械装置部及び電気装置部の仕様（寸法、材質、防爆構造の変更を除く。）、センサーの仕様を変更する場合、その他漏洩検知設備の性能に影響を与える仕様の変更を行う場合

(3) 軽変更

既に(1)の試験確認を受けた型式の鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の軽変更に係る試験確認は、下表の軽変更欄に示す内容を行う場合とする。

分類項目	軽変更
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆の形状等	地下貯蔵タンクの外径、全長、胴長（胴部長さに鏡部のフランジ長さを合算した長さ）又は密着層の幅を変更する場合（地下貯蔵タンクの鋼板の厚さの変更及び鏡板の形状変更に起因するものを除く。）
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆の接続位置	鏡部と胴部又は胴部相互を接続する位置を変更する場合
漏洩検知設備	機械装置部及び電気装置部の寸法、材質、防爆構造を変更する場合 検知部の設置位置を変更する場合

4 試験確認は、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等について、製造工場その他

の関係のある場所（試験確認を受けようとする者又は試験確認を受けた者の事務所のほか、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを取り扱う場所をいう。以下同じ。）において型式ごとに、製造工程、製造設備、別表第2に掲げる書類及び品質管理状況等について試験確認基準に基づく書類審査及び立会試験により実施する。

ただし、軽変更の場合にあつては、理事長が必要と認める場合を除き、立会試験を省略することができる。

第5 試験確認業務に関する手続き等

試験確認業務に関する手続き等は次により行うものとする。

なお、申請等に係る書類は正副2部提出することとし、副本1部を試験確認又は定期調査等終了後に申請者に返還する。

また、試験確認で不適合又は未実施となった場合に改めて当該試験確認を申請する場合には、試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類並びに改めて実施した試験の結果を添付しなければならないものとする。

1 新型式の追加等の試験確認

(1) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に係る新型式の追加等の試験確認を受けようとする者は、第4、3、(1)、アに係るものについては様式第1-1又は様式第2-1の申請書に、また、第4、3、(1)、イに係るものについては様式第1-2又は様式第2-2の申請書に、それぞれ別表第1に掲げる書類を添えて理事長に申請するものとする。

(2) 理事長は、申請書類を審査し、適正であると認めた場合は、協会の職員を関係のある場所に派遣する。

(3) 協会の職員は、関係のある場所において第4、4による試験確認を実施し、理事長は、試験確認を行った結果を、申請者に対し様式第5の通知書又は様式第6の通知書により通知する。

ただし、試験確認の全部又は一部が実施できなかった場合は、その旨を様式第7の通知書により通知する。

2 重変更の試験確認

(1) 第4、3、(2)の重変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第8の申請書に、1、(1)の規定に準じて重変更に係る添付書類を添えて理事長に申請するものとする。

(2) 試験確認の実施及び試験確認を行った結果の通知については、1、(3)に準じるものとする。

3 軽変更の試験確認

(1) 第4、3、(3)の軽変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第9の申請書に、1、(1)の規定に準じて軽変更に係る添付書類を添えて理事長に申請するものとする。

(2) 試験確認の実施及び試験確認を行った結果の通知については、1、(3)に準じるものとする。

する。

4 試験確認済証

既に、1（2又は3で準用する場合を含む。）の規定により、「試験確認基準」に適合した同一型式の鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等には、別記1又は別記2の試験確認済証を貼付することができるものとする。

- (1) 試験確認済証の交付を受けようとする者は、様式第10の申請書により理事長に申請するものとする。
- (2) 理事長は、当該申請に係る鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等が、試験確認を行ったものと同一型式であると認めた場合は、別記1又は別記2の試験確認済証を交付する。
- (3) 試験確認済証の交付を受けた者は、試験確認済証を適正に管理するとともに、受領年月日、出荷先、出荷年月日、出荷先ごとの整理番号、残枚数等を記録しておくものとする。

5 試験確認の証明書の発行

試験確認に係る試験確認証明書の発行については、別に定めるものとする。

6 定期調査

- (1) 第4、2により確認工場の指定を受けた者は、確認工場指定期間を経過して引き続き確認工場としての指定を受けようとする場合、当該期間中に、理事長が行う調査（以下「定期調査」という。）に適合しなければならないものとする。

ただし、確認工場指定期間中に4又は5を貼付等した鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の出荷実績がない場合は、当該期間の終了日の翌日から1年間に限り定期調査を延期することができるものとするが、当該延期期間中に、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の製造を開始するときは、5又は6を貼付等して出荷する前に当該鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等について定期調査を受けるとともに、定期調査に適合しなければならないものとする。

- (2) 定期調査を受けようとする者は、様式第11又は様式第12の申請書により理事長に申請するものとする。
- (3) (1)のただし書きの定期調査の延期を受けようとする者は、様式第13の届出書により、確認工場指定期間中に理事長に届出るものとする。
- (4) 理事長は、(2)の申請を受けた場合は、申請書類を審査し、適正であると認めた場合は、協会の職員を関係のある場所に派遣する。
- (5) 協会の職員は、関係のある場所において鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等が試験確認基準に適合することを確認するとともに、型式ごとに、製造工程、製造設備、別表第2に掲げる書類及び品質管理状況、試験確認済証の管理の状況等について、試験確認基準に基づき書類審査及び立会試験により調査を行うものとする。
- (6) 理事長は、定期調査を行った結果を、申請者に対し様式第14の通知書により通知す

る。

なお、定期調査の結果から、引き続き試験確認基準に適合した鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等を継続して製造することができると認められた場合は、型式を指定し新たな確認工場指定期間を定める。ここにおいて、新たに定める確認工場指定期間は、1年間とする。

ただし、定期調査の全部又は一部が実施できなかった場合は、その旨を様式第7の通知書により通知する。

- (7) (6)の通知に不適合又は未実施の旨の記載がある場合、当該通知を受けた者は、その原因を究明し、その結果を理事長に報告しなければならないものとする。また、原因の内容に応じて、出荷した鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等について、何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。
- (8) 定期調査を実施した結果、不適合又は未実施となり、理事長からその旨の通知を受けた者は、不適合又は未実施となった型式の鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等について、定期調査を実施すべき確認工場指定期間の終了日の翌日から3か月以内に1回に限り、改めて当該不適合又は未実施となった型式の鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に係る定期調査の再申請を行うことができるものとする。
- (9) (8)に係る手続き等は、(2)、(4)及び(5)に準じるものとする。この場合、(7)により報告した書類を申請書に添付しなければならないものとする。

第6 試験確認等に関する留意事項

1 試験確認の手続き関係

- (1) 協会は、災害その他やむを得ない事情により、第5、6に定める定期調査を行うことが困難な場合で、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の品質の確保が図れると認めるときは、最長60日の範囲内で確認工場指定期間を延長することができる。
- (2) 試験確認を受けた者及びその関係者は、この規程により協会が発行した文書を改ざんしてはならないものとする。
- (3) 試験確認を受けた者が、指定を受けた鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の型式を廃止する場合は、様式第15に示す鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の型式廃止届出書により理事長に届け出るものとする。
- (4) 試験確認を受けた者は、次の事項に変更が生じた場合は、変更内容が記載された書類等を添付のうえ速やかに様式第16に示す変更届出書により理事長に届け出るものとする。
 - ア 住所又は法人の住所
 - イ 氏名又は法人の名称
 - ウ 法人の代表者の氏名又は職位

エ 確認工場の名称及び住居表示

オ その他必要と認める事項

2 試験確認の実施方法

- (1) 協会が認める場合は、試験確認の内容で自ら測定、確認、証明等できない事項について、公正な第三者が測定、確認、証明等した結果を用いることができる。
- (2) 試験確認に用いる測定機器は、申請者の負担で準備するものとし、公的検査機関が発行した精度に関する証明書を有するもの又は協会の職員が試験を実施するうえで十分な精度を有すると認めるものでなければならない。
- (3) 試験確認の実施において、協会及びその職員の故意若しくは重大な過失によらない場合の試験片等の滅失又はき損については、協会及びその職員はその責を負わない。

第7 事故等の報告等

- 1 試験確認を受けた者は、試験確認を受けた鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、出荷した鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等について何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。
- 2 試験確認を受けた者は、第5、4の試験確認済証及び第5、5の試験確認証明書を他人に占有された場合（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に通知しなければならないものとする。

第8 立入調査

- 1 理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、確認工場の指定を受けた者に対し、関係資料の提出若しくは書面による報告を求め、又は協会の職員に関係のある場所に立ち入らせ、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の設計仕様、製造方法、製造委託の内容、検査方法及び品質管理方法並びに第5、4の試験確認済証及び第5、5の試験確認証明書の管理状況を調査させ、質問させることができるものとする。
- 2 協会の職員は必要により、関係のある場所にある鋼製強化プラスチック製二重殻タンク等（試験確認を実施した型式に限る。）から供試品を指定し、関係者の承認を得て立会試験等を行わせることができるものとする。
- 3 理事長は、関係のある場所への立入調査に際し、緊急を要する場合を除き、あらかじめ様式17に定める立入調査実施通知書により通知する。
- 4 確認工場の指定を受けた者は、正当な理由のある場合を除き、立入調査に応じなければならないものとする。また、関係資料の提出又は書面による報告を求められた場合は、指定された期限までに回答しなければならないものとする。
- 5 理事長は、立入調査結果を様式第18に定める立入調査実施結果通知書により通知する

ものとする。当該通知書に指摘及び指導等の記載のある場合、当該通知を受けた者は、その内容について真摯に取り組まなければならないものとする。

- 6 協会は、5の通知を受けた者に対して立入調査の費用を請求することができるものとする。請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会から請求された額を振り込まなければならないものとする。

第9 試験確認結果の取消し等

理事長は、この規程に基づく試験確認に関し、著しく不適当な行為があると認めるときは、次により必要な措置を講じるものとする。

- 1 試験確認を受けた者又はその関係者に次のいずれかに該当する行為があるときは、試験確認に適合した旨の通知又は当該試験確認に係る証明を取消し又は撤回することができる。

なお、この場合、手数料等は返還しないものとする。

- (1) 不正又は不当な手段を用いて試験確認を受けたとき
- (2) この規程の定めによらず、新形式の追加（第4、3、(1)、アを除く。）、重変更又は軽変更該当する行為を行った者が、協会の発行した文書又は試験確認済証を使用したとき
- (3) 協会の発行した文書又は試験確認済証を不正に使用し、改ざんし、又は偽造したとき
- (4) 真正かつ公正な試験確認業務の遂行を阻害したとき
- (5) この規程に違背したとき
- (6) 第三者に試験確認済証を占有されたとき
- (7) 第10のいずれかに該当することが判明したとき
- (8) その他この規程に基づく試験確認業務に関し、故意若しくは重大な過失により協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがあるとき

- 2 試験確認を受けた者又はその関係者に次のいずれかに該当する行為があるときは、試験確認に適合した旨の通知又は当該試験確認に係る証明の全部又は一部を撤回することができる。

なお、この場合、手数料等は返還しないものとする。

- (1) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に関する消防関係法令等又はこの規程等が改正され、改正後の消防関係法令等又は規程等に試験確認を受けた鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等が適合しなくなったとき
- (2) この規程に定める次の行為を怠ったとき
 - ア 第7に定める事故等の報告等
 - イ 第8に定める立入調査への協力、関係資料の提出又は書面による報告
- (3) この規程の定めによらず、新形式の追加（第4、3、(1)、アを除く。）、重変更又は軽変更該当する行為を行ったとき

- (4) この規程に定める次の調査から、試験確認に適合した旨の通知又は当該試験確認に係る証明の内容を継続することが適当でないと認めたとき
- ア 第5、6に定める定期調査
 - イ 第8に定める立入調査
- (5) 手数料の振込がなかった場合で、試験確認を受けた者に対して協会が手数料の振込を催告した日の翌日から起算して30日以内に手数料が振り込まれなかったとき
- (6) 上記に定めるもののほか、試験確認を受けた者又はその関係者がこの規程に違背したとき
- 3 理事長は、1又は2に定める取消し又は撤回を行おうとする場合は、原則として、あらかじめ、試験確認を受けた者にその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 1又は2に定める取消し又は撤回の通知を受けた者は、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に第5、4に定める試験確認済証及び第5、5に定める試験確認証明書を付すことはできない。
- また、既に付した試験確認済証及び試験確認証明書を抹消しなければならない。
- 5 1又は2に定める取消し又は撤回の通知を受けた者は、残存する、第5、4に定める試験確認済証及び第5、5に定める試験確認証明書を速やかに理事長に返納しなければならない。
- なお、この場合において、理事長は、返納された試験確認済証及び試験確認証明書に係る代金を原則として返戻するものとする。
- 6 理事長は、1又は2に定める取消し又は撤回を行った場合は、試験確認を受けた者に係る以下に定める事項について公表することができるものとする。
- (1) 住所又は法人の住所
 - (2) 氏名又は法人の名称
 - (3) 法人の代表者の氏名又は職位
 - (4) 製造工場の名称及び住所表示
 - (5) 取消し又は撤回を行った試験確認結果
 - (6) 取消し又は撤回の理由及び回収等の措置内容
 - (7) その他理事長が必要と認めた事項

第10 申請の不受理等

1 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

- (1) 申請者が第9に定める取消し又は撤回を受け、3年を経過していない場合
- (2) 第9に定める取消し又は撤回を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- (3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合

- (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- (5) その他理事長が試験確認を行うことが不相当であると認める場合

2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

- (1) 試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該試験確認を申請する場合に、試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合
- (2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第11 手数料等

- 1 手数料の額は、以下に掲げる業務の種類に応じて定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査のため、協会の職員が関係のある場所に出張する場合の請求額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

- (1) 第4、3、(1)、ア又はイに定める新形式の追加

対 象	1 型式についての手数料
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆	262,000円
漏洩検知設備	135,000円

- (2) 第4、3、(2)に定める重変更

対 象	1 型式についての手数料
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆	233,000円
漏洩検知設備	97,000円

- (3) 第4、3、(3)に定める軽変更

対 象	分 類 項 目	1 型式についての手数料
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆	変更する機種 の数が10以下	48,500円
	変更する機種 の数が10を 超える	10を超えた機種の数 を10で除して得られた 数値(得られた数値が 小数点以下となった 場合は切り上げる。)に、 14,500円を乗じた金額を、 48,500円に加えた金額。
	鋼製強化プラスチック製二重殻 タンクの被覆に係る成形方法	48,500円

漏洩検知設備	19,400円
--------	---------

(4) 第5、4に定める試験確認済証の交付

対 象	1枚についての手数料
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆	3,100円
漏洩検知設備	870円

(5) 第5、6に定める定期調査（第5、6、(8)に定める再申請を含む。）

対 象	1型式についての手数料
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆	104,800円
漏洩検知設備	94,500円

2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費相当額

(2) 外国で行う試験確認又は調査に係る手数料及び旅費等の額は、1及び(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3) 試験確認又は調査に必要と認められる手数料及び旅費等以外の経費に相当する額は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料等は、協会が当該手数料の額の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第12 雑則

この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

附 則（平成22年9月8日危保規程第9号）（抄）

1 この規程は平成22年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク等の型式試験確認に係る業務規程（平成7年11月7日危保規程第5号。以下「旧規程」という。）に基づき試験確認を受けている鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等の型式及び機種は、平成

22年12月31日までの間、なお従前の例による。

- 3 旧規程における試験確認を受けていた者又は製造工場の関係者が、平成22年12月31日までの間に理事長に別記様式1の申請書に試験確認の継続についての申請を行い、理事長が承認した場合は、前項の規定にかかわらず、平成23年9月30日（第5条第8項に定める定期調査を受け様式第14号により適合の旨の通知がなされた場合は、適合した日）までの間は、この規程において理事長に指定された確認工場で製造された型式及び機種とみなす。
- 4 理事長は、前項の申請を承認した場合は、別記様式2の通知書により申請者に通知するものとする。
- 5 旧規程に基づき交付された型式試験確認済証は、この規程に基づき確認工場として理事長に指定された期間（第3項によりみなされた期間を含む。）内に鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に貼付される場合又は第2項の適用を受けて平成22年12月31日までの間に鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に貼付される場合については、なお有効なものとする。

附 則（平成30年4月18日危保規程第7号）

この規程は平成30年4月18日から施行する。

附 則（令和3年10月20日危保規程第23号）

この規程は令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和5年10月2日危保規程第5号）

この規程は令和6年1月1日から施行する。

別表第1 (第5関係)

提出書類
<p><申請の対象となる鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に関する事項></p> <p>① 設計仕様書・設計図等 (様式第3又は様式第4を含む。)</p> <p>② 性能試験の試験成績書</p> <p>③ 型式・機種一覧表</p>
<p><企業全体に関する事項></p> <p>④ 企業の事業概要書</p> <p>⑤ 企業の組織図 (各組織の従業員数を含む。)</p>
<p><製造する工場に関する事項></p> <p>⑥ 製造設備等の配置図</p> <p>⑦ 製造工場の組織図及び職種別の従業員数 (品質管理責任者の位置づけを明確にする。)</p> <p>⑧ 社内規格一覧</p> <p>⑨ 製造工程の概要 (鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆等に係るもの)</p> <p>⑩ 構成部材ごとの名称、製造業者名及び品質確保方法 (購買管理、受入検査等) の概要</p> <p>⑪ 品質管理の方法 (製造工程中における品質管理の概要、品質管理特性概要及び社内試験の実施要領等) の概要</p> <p>⑫ 製造設備 (主要な付属設備、ジグ及び工具を含む。) 及びその管理の概要</p> <p>⑬ 検査設備、性能試験設備 (検査器具、性能試験器具及び測定器具を含む。) 及びその管理の概要</p> <p>⑭ 検査実施要領、性能試験実施要領</p> <p>⑮ その他理事長が必要と認めた書類等</p>

注1 第5、1、(1)のうち第4、3、(1)、イ (新型式の追加) 及び第5、2 (重変更) 並びに第5、3 (軽変更) については、①、②及び③に掲げる書類を添付すること。なお、新型式の追加等で不適合又は未実施となった場合で改めて新型式の追加等の申請を行うときは、不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類も併せて添付すること。

注2 第5、6 (定期調査) については、①及び③に掲げる書類を添付すること。なお、定期調査で不適合又は未実施となった場合の再申請を行うときは、不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類も併せて添付すること。

注3 企業全体に関する事項及び製造する工場に関する事項に変更がある場合は、当該変更に係る書類を併せて添付すること。

別表第2（第4、第5関係）

確認書類
1 社内規格一覧
2 材料等の規格一覧表
3 製品規格
4 品質管理に関する規程
5 購買管理に関する規程
6 受入検査に関する規程
7 製造技術・作業・教育に関する図書
8 製造工程に関する図書
9 製造設備の管理に関する規程
10 検査設備・性能試験設備の管理に関する規程
11 検査設備・性能試験設備の精度証明に関する図書
12 苦情処理に関する規程
13 試験確認済証の管理状況に関する図書（定期調査に限り調査する）
14 その他理事長が必要と認めた書類等